

令和 5 年度香川地方最低賃金審議会
第 2 回香川県最低賃金専門部会議事録

令和 5 年 8 月 1 日（火）

高松サポート合同庁舎

北館 702 会議室

| | | |
|-----|---------|----------|
| 出席者 | 公益代表委員 | 東、春日川、柴田 |
| | 労働者代表委員 | 立石、中村、三屋 |
| | 使用者代表委員 | 窪田、渡部 |

議 題

- (1) 最低賃金に関する基礎調査結果について
- (2) 香川県最低賃金額改正の審議について
- (3) その他

○賃金室長

定刻となりましたので、ただ今から第 2 回香川県最低賃金専門部会を開催いたします。

本日は、奥田委員が欠席されておりますが、全委員の 3 分の 2 以上であります 8 名の委員が出席されておりますので、最低賃金審議会令第 6 条第 6 項に定める定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

なお、本日は傍聴人として 2 名の方が傍聴されております。

次に、資料のご確認をお願いいたします。

資料 No. 1 最低賃金に関する基礎調査結果をお配りしておりますが、不足等はございませんか。

資料 No. 1 につきましても、事前に電子データをお送りしていただきましたが、資料目次について、お送りしていた電子データは、「1 最低賃金に関する基礎調査結果」と記載していましたが、お手元の

資料目次のとおり「資料 No. 1 最低賃金に関する基礎調査結果」に修正しております。

それでは、柴田部会長、議事の進行をお願いいたします。

○柴田部会長

それでは、議題（１）の「最低賃金に関する基礎調査結果について」です。事務局から説明をお願いいたします。

○賃金室長

それでは、ご説明いたします。最低賃金に関する基礎調査の結果ということで、資料No. 1をご覧ください。

お手元にお配りしております基礎調査結果の１ページから２ページにかけては、調査の概要ということでご覧いただけたらと思います。

最低賃金に関する基礎調査は、香川県内の最低賃金改正等の審議資料とするために、県内の中小零細企業、事業所で働く労働者の賃金の実態を把握することを目的として、今年６月分の賃金について調査を実施しております。

民営事業所が対象でございまして、製造業、新聞業、出版業が100人未満、卸売業、小売業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉、それから、他に分類されないサービス業が30人未満となっております。

この中から一定の割合で抽出いたしました1,872事業所に対しまして調査を依頼し、回答のありました994事業所、9,637人の労働者について集計したものでございます。

３ページをご覧ください。３ページは、この調査の調査対象範囲の適用事業所数と適用労働者数を示しております。

４ページですけれども、こちらは、産業別、規模別の中位

数の金額を示しております。中位数とは、労働者を賃金の低い者から高い者へと並べたときに、ちょうど真ん中に位置する賃金額となります。例えば地域別最低賃金が適用となる製造業におきましては、全体では1,150円、1人から9人の規模で1,027円、10人から29人の規模で1,157円、30人から99人の規模では1,184円となっております。

他の業種につきましてもご確認いただけたらと思います。が、新聞業・出版業につきましては、今年は回答が1社からしか得られなかったことから、1社のデータとなっておりますので、ご留意願います。

5ページ、6ページは、全労働者及びパートタイム労働者の男女別の賃金分布をグラフ化したものでございます。

7ページ、こちらは未満率表となっております。数字は累積の構成比で示しております。現在、香川県最低賃金は878円となっておりますので、最賃額の1円下の部分、星印のついた877円のところの累積構成比が未満率となっております。

男性が1.4%、女性が1.8%、男女計で1.6%となります。

8ページは影響人数を示したもので、1円ごとの累計の人数となっております。

9ページ以降の表ですが、3種類の表をつけさせていただいております。

9ページから11ページは総括表(1)、これは、時間当りの所定内賃金額を所定の刻みごとに、規模別、年齢別に表したもので、上の段が累積の労働者数、下の段の括弧書きが累積の構成比となっております。

13ページから15ページは総括表(2)で、総括表(1)の合計と同じものを男女別、年齢別に表したものです。総括表(1)、総括表(2)のどちらも877円のところの合計の構成

比括弧内は1.6%となっております。

15ページの下段、第1・20分位数等が出ておりますが、これは労働者の賃金を低い方から高い方へと並べ20等分に分けて、低いほうから見て最初の境界、つまり5%のところの賃金額を示しており、昨年は850円でしたが、今年は880円となっております。

また、第1・10分位数は、昨年は860円でしたが、今年は900円となっております。

それから、第1・4分位数は、昨年は940円でしたが、今年は963円となっております。

17ページから19ページが賃金分布表(2)でございます。こちらは累計ではなく、総括表(2)と同様に男女別、年齢別のそれぞれの区分の該当者がどのくらいいるのかを表したものでございます。

未満率につきましては、先ほど説明しましたとおり、1.6%です。

今後、最低賃金額を引き上げた場合の影響率につきましては、9ページの総括表(1)の左側です。仮に918円だとすると10ページになりますが、918円を下回る労働者の割合ということになりますから、1円下の917円のところを見ていただくことになります。この場合は16.2%が影響率となります。

以上でございます。

○柴田部会長

ただ今の事務局からの説明について、ご意見、ご質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、議題(2)の「香川県最低賃金額改正の審議について」

に移らせていただきます。

ここから先の審議につきましては、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある」ことから、香川地方最低賃金審議会香川県最低賃金専門部会運営規程第7条第1項に基づき、非公開となります。

傍聴人の方と取材の記者の方は退室していただくこととなりますが、事務局より留意事項について説明をお願いします。

○賃金室長

留意事項について、事務局よりご説明します。

傍聴人の方と、取材の記者の方には控室を用意しておりますので、事務局職員が控室までご案内します。

途中でお帰りになる場合は、事務局職員にお帰りになる旨お伝えください。

退室後再び傍聴が可能となる場合は、控室に事務局職員が伝えに行きますので、指定時刻までに傍聴人の方は傍聴整理券番号と同じ席に、記者の方は記者席に着席してください。

控室に事務局職員が伝えに行った際、控室にいらっしゃらない場合は、傍聴可能となる旨といつまでに着席するよう指定時刻を記載した紙を控室の出入り口を入れてすぐの場所に掲示してお知らせします。

なお、指定時刻までに着席いただけない場合は、傍聴できない場合がありますのでご留意ください。

また、審議の状況によりましては、審議が全て終了するまで非公開となる場合がございますので、ご了承ください。

○柴田部会長

それでは、傍聴人の方と取材の記者の方は、退室してください。

事務局の方は、控室へのご案内をお願いいたします。

傍聴人の方と取材の記者の方が退室するまで審議は一時中断します。

(傍聴人・記者退室)

(全体会議)

○柴田部会長

それでは時間になりましたので全体会議を再開いたします。

ここから先の審議は公開となります。

労使双方より金額の提示を受け、その根拠も聴取させていただきましたが、双方の提示金額には隔たりがございます。

是非とも全会一致での合意に至りたいと考えておりますので、各側とも次回の審議までにご検討いただきますようお願いいたします。

それでは、最後の「その他」ですが、事務局から何かございますか。

○賃金室長

次回の第3回専門部会は、8月4日(金)の午前10時から、第4回専門部会は、8月7日(月)の午後1時から、同じ702会議室において開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

○柴田部会長

それでは、次回の第3回専門部会は、8月4日(金)の午前10時から、この場所において開催いたしますのでよろしくお願いいたします。

また、第4回専門部会は、8月7日(月)の午後1時から、この場所において開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日、第2回専門部会が開催されましたので、明日の予備日の開催はございません。

それでは、以上をもちまして、第2回専門部会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

――了――